年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年 10 月 21 日答申分

〇答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの　3件

国 民 年 金 関 係　0件

厚生年金保険関係　3件

（2）年金記録の訂正を不要としたもの　0件

国 民 年 金 関 係　0件

厚生年金保険関係　0件

（3）年金記録の訂正請求を却下としたもの　0件

国 民 年 金 関 係　0件

厚生年金保険関係　0件

厚生局受付番号　：　近畿（受）第 2600350 号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第 2600067 号

第１　結論

１　請求者のＡ社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成５年 10 月 10 日から同年４月５日に訂正し、同年４月から同年９月までの各月の標準報酬月額を 32 万円とすることが必要である。

平成５年４月５日から同年 10 月 10 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成５年４月５日から同年 10 月 10 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

２　請求者のＡ社における平成５年４月５日から同年 10 月 10 日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成５年４月から同年９月までの各月の標準報酬月額は、32 万円（上記１の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額）を 34 万円とする。

平成５年４月から同年９月までの各月の訂正後の標準報酬月額（上記１の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 38 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成５年４月５日から同年 10 月 10 日まで

私は、平成５年４月５日にＡ社に入社後、令和６年９月３日に退職するまでＢ職として勤務していたが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。

給料支払明細書を資料として提出するので、Ａ社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び年金記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

１　請求者から提出されたＡ社における給料支払明細書及び同社における同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間において正社員として勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成５年４月から同年９月までの各月の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、32 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保

険事務所（当時）に対し提出したか否か、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2　請求期間について、請求者から提出された給料支払明細書及び日本年金機構の回答により、請求者の当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記１の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、平成５年４月から同年９月までの各月の標準報酬月額については、給料支払明細書により確認できる報酬月額から、34 万円とすることが妥当である。

ただし、平成５年４月から同年９月までの各月の訂正後の標準報酬月額（上記１の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号　：　近畿（受）第 2600366 号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第 2600069 号

第１　結論

１　請求者のＡ社における請求期間のうち、平成 25 年４月１日から平成 26 年９月１日までの期間、平成 27 年９月１日から平成 29 年９月１日までの期間及び令和４年１月１日から令和５年 12 月１日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 25 年４月から平成 26 年８月までの各月の標準報酬月額は 17 万円を 18 万円、平成 27 年９月から平成 28 年８月までの各月の標準報酬月額は 17 万円を 19 万円、平成 28 年９月から平成 29 年８月までの各月の標準報酬月額は 17 万円を 20 万円及び令和４年１月から令和５年 11 月までの各月の標準報酬月額は 22 万円を 26 万円とする。

平成 25 年４月から平成 26 年８月までの各月、平成 27 年９月から平成 29 年８月までの各月及び令和４年１月から令和５年 11 月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 25 年４月から平成 26 年８月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

事業主は、請求者に係る平成 27 年９月から平成 29 年８月までの各月及び令和４年１月から令和５年 11 月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

２　請求者のＡ社における請求期間のうち、平成 26 年９月１日から平成 27 年９月１日までの期間及び平成 31 年２月１日から令和４年１月１日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 26 年９月から平成 27 年８月までの各月の標準報酬月額は 17 万円を 19 万円、平成 31 年２月から令和３年 12 月までの各月の標準報酬月額は 22 万円を 26 万円とする。

平成 26 年９月から平成 27 年８月までの各月及び平成 31 年２月から令和３年 12 月までの各月の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

３　請求者のＡ社における令和３年８月 10 日の標準賞与額を１万 8,000 円に訂正することが必要である。

令和３年８月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

４　その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 56 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間 ： ① 平成24年９月１日から令和５年12月１日まで
② 令和３年８月10日

請求期間①について、Ａ社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際に給与から控除された厚生年金保険料の額と相違しているので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

請求期間②について、Ａ社から賞与が支給されたが、厚生年金保険の賞与の記録がないので、当該期間の賞与の記録を認めてほしい。

第３ 判断の理由

１ 請求期間①のうち、平成25年４月１日から平成26年９月１日までの期間、平成27年９月１日から平成29年９月１日までの期間及び令和４年１月１日から令和５年12月１日までの期間について、請求者から提出された給与に係る明細書により、請求者が、Ａ社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成25年４月１日から平成26年９月１日までの期間、平成27年９月１日から平成29年９月１日までの期間及び令和４年１月１日から令和５年12月１日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与に係る明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成25年４月から平成26年８月までの各月は18万円、平成27年９月から平成28年８月までの各月は19万円、平成28年９月から平成29年８月までの各月は20万円及び令和４年１月から令和５年11月までの各月は26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の平成25年４月１日から平成26年９月１日までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、Ａ社から回答が無く、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に見合う報酬月額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、平成27年９月１日から平成29年９月１日までの期間及び令和４年１月１日から令和５年12月１日までの期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、Ａ社から回答が無いものの、当該期間について、前述の給与に係る明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、前述の給与に係る明細書により確認できる報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

２　請求期間①のうち、平成 26 年９月１日から平成 27 年９月１日までの期間及び平成 31 年２月１日から令和４年１月１日までの期間について、前述の給与に係る明細書により、当該期間の標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高い額であることが認められる。

したがって、請求者の平成 26 年９月から平成 27 年８月までの各月及び平成 31 年２月から令和３年 12 月までの各月に係る標準報酬月額については、前述の給与に係る明細書により確認できる報酬月額から、平成 26 年９月から平成 27 年８月までの各月は 19 万円、平成 31 年２月から令和３年 12 月までの各月は 26 万円とすることが妥当である。

ただし、平成 26 年９月から平成 27 年８月までの各月及び平成 31 年２月から令和３年 12 月までの各月の訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

３　請求期間②について、請求者から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間②においてＡ社から標準賞与額１万 8,000 円に見合う賞与の支払を受けていることが確認でき、事業主が本来届け出るべき標準賞与額は１万 8,000 円であることが認められることから、当該賞与支払額に見合う標準賞与額（１万 8,000 円）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

４　請求期間①のうち、平成 24 年９月１日から平成 25 年４月１日までの期間について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を認定するに当たっては、報酬月額及び厚生年金保険料控除額の双方を確認又は推認する必要があるところ、Ａ社から請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料は得られなかった上、請求者の当該期間に係る住所地のＢ市及びＣ市は、保存年限経過のため当該期間に係る給与収入額及び社会保険料控除額を確認できる資料は無い旨回答していることから、請求者の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求期間①のうち、平成 24 年９月１日から平成 25 年４月１日までの期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、請求期間①のうち、平成 26 年９月１日から平成 27 年９月１日までの期間及び平成 29 年９月 1 日から令和４年１月１日までの期間について、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を認定するに当たっては、報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、請求者から提出された給与に係る明細書により、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同じ額又はオンライン記録の標準報酬月額より低い額であることが確認できる。

さらに、請求期間②について、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を認定するに当たっては、賞与額及び厚生年金保険料控除額のそれぞれに見合う標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、請求者から提出された賞与明細書により、請求者は、Ａ社から賞与の支払を受けていることが確認できるものの、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間①のうち、平成 24 年９月１日から平成 25 年４月１日までの期間、平成 26 年９月１日から平成 27 年９月１日までの期間及び平成 29 年９月 1 日から令和４年１月１日までの期間並びに請求期間②について厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号　：　近畿（受）第 2600375 号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第 2600068 号

第１　結論

請求者のＡ事業所における令和３年９月１日から令和４年９月１日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和３年９月から令和４年８月までの各月の標準報酬月額については、20 万円を 24 万円とする。

令和３年９月から令和４年８月までの各月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和３年９月から令和４年８月までの各月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 42 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　令和３年９月１日から令和４年９月１日まで

ねんきん定期便で年金記録を確認していたところ、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が前後の年よりも低い額で記録されていることに気が付いた。

請求期間当時、給与額の減額はなかったので、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者から提出された給与明細書、預金取引明細表及びＢ市から提出された課税証明書から判断すると、請求者は、Ａ事業所からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間の標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。以下同じ。）を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られないが、年金事務所が保管する請求者に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載された報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額とする厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。